

# 滝野川消防署管内で 防火造の住宅火災が発生しました

## 火災の早期発見のため 住宅用火災警報器を設置しましょう



東京消防庁管内では、火災予防条例により、平成22年4月1日から  
全ての住宅に住宅用火災警報器が義務づけられています。

### 備えよう 住宅用火災警報器 ～定期的な点検・交換を～

○設置場所は、全ての居室・台所・階段です。

○定期的に(少なくとも半年に1回以上)

点検をしましょう。

○設置後10年を経過したものは

電子部品の劣化等により、

火災を感知しなくなる

おそれがありますので、

機器本体を交換しましょう。



あなたご自身、ご家族の命を火災から守るために、警報器の設置・維持管理に努めましょう。



高齢者や障害者の方など、災害時に支援が必要な方のお宅を消防職員が個別に訪問し、火災、地震、日常生活事故等の危険性をチェックし、安全・安心な生活を送るためのアドバイスを無料で行っています。住宅用火災警報器の設置についてもぜひご相談ください。

問合せ先

東京消防庁 滝野川消防署 TEL:03-3916-0119

